9月10日は下水道の日

下水道に加入しよう

PART.4

町では、皆さんの生活環境や自然を守るため、重要なライフラインである下水道の整備と加入促進を進めています。 下水道事業について、町民の皆さんにご理解とご協力をいただくため、6月号から連載でご紹介しています。最 終回(4回目)の今月号では、下水道へ接続する際に皆さんの負担を少しでも軽減するための町独自の加入促進制 度についてお知らせします。

■加入促進制度は3つ

住宅リフォーム支援事業・浄化槽設置整備事業補助金・水洗便所改造資金融資あつせん制度があります。

■住宅リフォーム支援事業

町では、安全・安心で快適な生活が営めるよう居住環境の向上を支援する住宅リフォーム支援事業を実施して おり、下水道へ新規加入する場合、排水設備の設置費用にも補助金を交付しています。

補助金額・・・①下水道へ新規加入する工事を行った場合、一律10万円(屋外部分)。

②便器や内装等の屋内部分の工事費用の15% (上限30万円)。

ただし、上限30万円については、以前に同事業等により既に交付された補助金額を 含みます。

※住宅リフォーム支援事業の詳細については、広報はっぽう4月号(8ページ)又は町ホームページをご覧くだ さい。

■浄化槽設置整備事業補助金

公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水区域以外の区域にお住まいの方は、合併処理浄化槽を設置すること になります。

町では、合併処理浄化槽の設置からその後の維持管理まで設置者個人が行う「個人設置型」の浄化槽設置整備 事業を実施しており、設置の際には補助金を交付しています。

補助金額・・・設置する浄化槽の人槽に応じて下記のとおりとなっています。

人槽区分	補助金限度額
5人槽	352,000円
6人槽~7人槽	441,000円
8人槽~10人槽	588,000円



■水洗便所改造資金融資あっせん制度

トイレの水洗化に伴う排水設備の設置など、下水道や浄化槽へ接続するために必要な資金を、町が協定を結ん でいる金融機関へ融資あっせんを行い、さらに償還金の利子分を町が負担する制度です。

融資あっせん金額・・・70万円以内。ただし、2箇所以上のトイレ(便槽)を水洗化した場合は 100万円以内。

償還の返済回数・・・・50回以内(元金均等償還)

利子については、町が金融機関に支払います。

下水道は、皆さんに接続していただいて、初めて十分な効果が発揮されます。供用開始区域内の皆さんには、一 日も早い下水道への接続にご協力をお願いします。

> 八峰町建設課 ☎76-4610 ■問合せ先

平成29年度 八峰町成人式 ~八峰町の未来を担う 65名の新成人~











奴露されました

分かれる









その 成人を迎えるように.

3 広報はっぽう 2017.9月号